

(別紙2)都市計画税関係

改正後(5種類)

特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	減額期間	備考
都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで	3/5	新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度	
都市再生特別措置法の認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度	
都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等(家屋)	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	4/5	新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度	
企業主導型保育事業に供する固定資産	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度(平成30年度から適用)	
民間事業者が設置・管理する市民緑地に供する固定資産(土地)	平成29年6月15日から平成31年3月31日まで	2/3	新たに都市計画税が課されることとなった年度から3年度(平成30年度から適用)	追加